

対象 2000 人、回答者数 1520 人) である<sup>19</sup>。

報告書は、物質的剥奪の分野として、以下を提示している：基本ニーズの充足（生物的な生存に不可欠の項目）、余暇と社会活動を行う能力、耐久消費財の利用、住居の状況（電気、水道、水洗トイレの有無、住居の破損の状況、また、居住地域の環境（騒音や公害など）、主観的生活状況（生活満足度、ストレスなど）、社会的環境（近隣地区の犯罪率、学校や病院などへのアクセスなど）と個人の社会的ネットワーク（必要な場合に他社から支援を得られること）。これらの分野において、対象国のデータが存在し、剥奪の状況を示す指標として選択されたのが以下のデータである。

表 3.2 OECD の物質的剥奪の分析に用いられた項目リスト

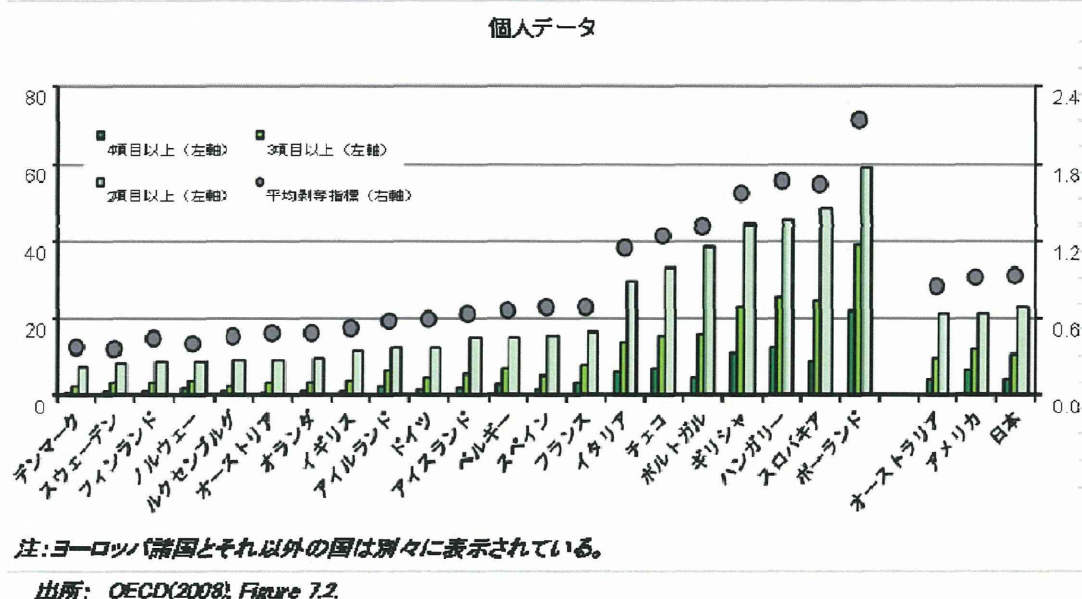
項目	日本の項目 (2003 年社会生活調査)
適切に家を暖めることができない	冷暖房機器（エアコン、ヒーター、こたつなど）を経済的に持つことができない
食生活に金銭的な理由で制約がある	1 日 1 回果物を食べるのが金銭的にできない
住宅が人数に対して狭い	複数の寝室をもつことができない 寝室と食卓を別の部屋にすることができない
貧しい居住環境	となりの物音が聞こえる
公共料金等の請求に対する支払いができない	水道、電気、ガス、電話など支払いが滞ったためにサービスを停止されたことがある（過去 1 年間）
家賃や地代の請求に対する支払いができない	家賃の支払いが滞ったことがある（過去 1 年間）
家計収支が赤字になることがある	毎月家計が赤字となる

出所：OECD, 2008

これらから求められる剥奪指標を比較したものが図 3.1 である。これを見ると、所得データからみた相対的貧困率の比較に比べて、各国の経済発展の度合いがより濃く現れており、ポーランド、スロバキアなどの比較的 1 人あたり GDP が低い国では、剥奪指標も高いことがわかる。比較的に 1 人あたり GDP が高い国の中では、北欧諸国が平均剥奪指標、剥奪指標が高い人の割合ともに見ても、非常低くなっている。オーストラリア、アメリカ、日本の非ヨーロッパ諸国は、概ね剥奪状況が似ており、イタリアと東欧諸国を除くヨーロッパ諸国に比べて、どの指標でみても高い剥奪状況となっている。

方に関する理論的・実証的研究」(主任研究者：後藤玲子)の一環として行われたものである。「福祉に関する意識調査」による社会的必需品の選定については、阿部(2004)を参照のこと。  
<sup>19</sup> ヨーロッパ諸国のデータは、EU-SILC 調査。オーストラリアは、Household Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA) 調査、アメリカは Survey of Income and Program Participation (SIPP) 調査を用いている。

図 3.1 平均剥奪指標と、一定数以上の剥奪指標であった人の割合



### 3) OECD の「より良い暮らし指標」 (OECD Better Life Index)

上でみたように、OECD は 1990 年代より OECD 加盟国における所得格差・貧困率などの国際比較研究を行ってきており、その後期においては所得データによる所得分配のみならず、物質的剥奪などの非金銭的指標を用いた比較も試みられていた。このプロジェクトは、各国における個人・世帯レベルのマイクロデータを共通の手法で推計するという点で斬新的であった。一方で、OECD はかねてから「At a Glance」シリーズにあるような、各分野における既存のマクロ統計資料（例えば、一人あたり GDP や、平均寿命、識字率、乳児死亡率など）を横並びにして比較する報告書を数多く出版している。貧困・格差に特に関するものとしては、Society at a Glance シリーズが、幅広い社会の状況を表す指標をカバーしている。

このようなマクロ指標を並列して社会の状況を概観する最新の試みが、2011 年に始まった「Better Life Initiative (より良い暮らしイニシアティブ)」である。「より良い暮らしイニシアティブ」は、2009 年のスティグリッツ報告書（前章を参照のこと）の提言や、2009 年の欧州委員会「GDP とその後 (GDP and Beyond)」(EU 2009) を受け、それらにさらに検討を加えたものとなっている (OECD 2011)。「より良い暮らしイニシアティブ」は、報告書のみならず独自のホームページ ([www.oecdbetterlifeindex.org](http://www.oecdbetterlifeindex.org)) によって、幅広い啓蒙活動を行っている。

「より良い暮らしイニシアティブ」が提示するのは、11 の分野（所得と資産、仕事と報

酬、住居、健康状態、ワークライフバランス、教育と技能、社会とのつながり、市民参加とガバナンス、環境の質、生活の安全、主観的幸福) からなる「Better Life Index (より良い暮らし指標)」である。このイニシアティブが、これまでの At a Glance シリーズの報告書から異なる点は、いくつもの分野の統計データを統合した一つの指標を作成したことである。このような複合指標については賛否両論あり(例えば、どのようなウェイトを適切か、一つの指標はほかの指標を補完することができるのか等)、OECD 自身も「複合指標にも弱点はあり、政策評価には利用できない」(P.34) としているものの、異なるウェイト付け方法も用いても得られる一貫した国々の順位付けが得られており、一定の価値はあると言えよう。

より良い暮らしイニシアティブは、人々の暮らしの質を測るために、以下の概念に基づくことが必要であるとしている。

一、 個人や世帯の状況に焦点をあてる。経済全体の状況(例えば、GDP など)は必ずしもその社会に属する人々のウェル・ビーイングを表すものではないからである。

二、 ウェル・ビーイングのアウトカム(結果)に注目し、インプット(例えば、医療費や社会保障支出など)やアウトプット(例えば、入院患者数や社会保障給付の受給者数など)は、必ずしも人々のウェル・ビーイングと関連しない。

三、 平均ではなく、分布に着目する。特に、年齢、性別、所得および社会経済階層によるアウトカムの達成度の不平等をみることが重要である。

また、実際の統計データの選定については、以下のクライテリアが用いられている。

- イ) 表面的妥当性があること(測定しようとする事象を的確に表していること)
- ロ) 集約的なアウトカムであること(比較的広義の達成内容(例えば、「良い健康状態」)であり、理解しやすいもの)
- ハ) 政策や制度に敏感であること(政策や制度を評価するという観点から)
- ニ) 学術的に用いられ広く認められていること
- ホ) 各国間の比較可能性が担保されていること
- ヘ) 対象国数が最大となること
- ト) データ収集が再現可能な調査法によるものであること

表 3.3 に、イニシアティブによって選択された統計データのリストを示す。○がついている統計データは、主要指標として、より良い暮らし指標に用いられるデータである。それ以外のデータは、対象国をすべてカバーしていない、各国間の比較可能性がない、などの理由で報告書に記載はされているものの、指標の構築には用いられていない。表 3.3 から明らかのように、多くのデータは、ギャラップ調査や EU-SILC など、既存の大規模な国際比較研究のデータを元としている。また、上記の「三」の概念にあるように、本イニシアティブにおいては、平均ではなく分布に着目することを目標としているものの、多くの項目においては、社会における異なるサブ・グループ間のデータが存在しておらず、ごく一般的な、年

年齢別、性別といったサブ・グループごとのデータしか示されていない。これは、すべての国に存在する比較可能な統計データが限られており、既存のデータを使わざるを得ないという国際比較の制約を表している。

表3.3 OECD「より良い暮らし指標」に含まれる統計データ

(より良い暮らし指標の構築に用いられる主要データは○で提示)

分野	項目	定義		
物質的 生活状態	所得と資産	現在及び将来の消費可能性 ○ 家計調整純可処分所得	国民経済計算から算出。国民の総所得+現物社会移転-税・社会保障負担	
		○ 家計保有正味金融資産	金融負債を差し引いた各種資産	
		実現した物質的幸福 家計最終消費支出	家計の最終消費	
		家計総消費支出	家計の総消費	
	物質的な生活の満足度	物質的幸福の主観的評価	「収入内のやりくりが困難」としてした人の割合 (EU-SILC)	
		不平等と貧困	ジニ係数 相対的貧困率(中央値の50%、60%)、貧困ギャップ	
	仕事と報酬	仕事の量	○ 就業率	15~64歳の就業率 (平均、格差)
			○ 長期失業率	1年以上の失業者数が労働力人口に占める割合 (平均、格差)
		仕事の質	非自発的パートタイム就業	1週間の労働時間が30時間未満であり、フルタイムの仕事がみつからないためのその状態にあるものの割合 (平均、格差)
			○ フルタイム就業者の平均年間報酬	フルタイム就業者1人当たり平均年間報酬(国民経済計算より) (平均、格差、低賃金労働者数)
住居	住宅の質	臨時・派遣・契約就業者	総就業者に占める臨時・派遣就業者の割合	
		労働災害	致死的および非致死の障害の頻度(12ヶ月間の労働者10万人当たり労働災害数)	
	住宅費負担	○ 一人当たり部屋数	部屋数(台所・浴室を除く)を居住者数で除した数値	
		住宅費の過剰負担率	総住宅費(住宅手当を除く)が等価可処分所得の40%以上をしめる世帯で暮らす人口の割合 (平均、格差)	
住宅の質	○ 基本衛生設備の欠如	屋内水洗トイレ、浴室を持たない割合 (平均、格差)		
	住宅満足度	「住宅に満足している」と答えた人の割合		
生活の質	健康	生存年数	○ 出生時平均余命	出生時平均余命
		○ 乳児死亡率	乳児死亡率	
		さまざまな側面での疾病	○ 主観的健康度	「全体としてあなたの健康はどうですか」に対する回答 (平均と格差)
			主観的長期疾患	慢性的な病気が6ヶ月以上続いている、と回答した割合
	主観的 日常活動の制限	主観的 日常活動の制限	「過去6ヶ月、通常の活動が制限されている」と回答した割合	
		肥満	BMIが25(過体重)、30(肥満)以上の人口の割合	
	WLB	仕事と生活の時間配分	○ 長時間労働	週50時間以上
			○ レジャーとパーソナルケア時間	レジャーと自分のケア(睡眠、食事、衛生管理等)の活動時間
		満足度	通勤時間	通勤時間
			WLBの満足度	仕事、家族交流、家族以外との交流、趣味の費やす時間に関する満足度
仕事と生活の時間配分 家庭生活の両立	○ 学齢期の子どもを持つ母親の就業率	学齢期の子どもを持つ母親と女性全体の就業率の差		

表3.3(続き) OECD「より良い暮らし指標」に含まれる統計データ

(より良い暮らし指標の構築に用いられる主要データは○で提示)

分野		項目	定義
教育と技能	教育の量	○ 学歴 予想教育年数 生涯学習	25～64歳の後期中等教育以上の修了者割合 15歳が15～29歳の間に受けると予想される学校教育の年数(現在の在学率より推計) 生涯学習率(EU「成人教育調査」より)
	教育の質	○ 生徒の認知技能 生徒の市民的技能	OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」の15歳児の読解力 「公民性・市民性教育に関する国際研究(ICCS)」による
社会がりのつ	個人的関係	○ 社会的ネットワークによる支援	「困った時、必要な支援を頼める友人や家族がいるか」に「はい」と回答した割合(ギャラップ調査より)
	地域社会との関係	社会との接触頻度 ボランティア活動の時間	友人や別居している家族と週に1度以上交流(実際に会っている)割合 ボランティア活動の時間(生活時間調査より)
	社会規範・価値観	他者への信頼	「殆どの人は信頼できる」と回答した割合(ギャラップ調査)
市民参加	市民参加	○ 投票率 投票以外の政治活動への参加	投票率 「過去12ヶ月に政治家や官僚と接触、政党・政治団体での活動、その他団体組合の活動、請願書への署名、デモへの参加、不買行動などをおこなったか」に「はい」と答えた割合(欧州社会調査)
	ガバナンスの質 公共機関信頼	○ 法規制定に関する協議 公共機関に対する信頼	政策立案の段階で公式の開かれた協議プロセスがどの程度設けられているか 「政府、司法、メディアを信頼しているか」に「はい」と答えた割合(ギャラップ調査)(平均、格差)
環境	環境の質	○ 大気汚染	大気中の微粒子の人口加重年間平均濃度
	環境危険因子 環境に関する主観的満足度	環境起因の疾病負荷 居住地域の環境の満足度 緑空間へのアクセス	早期死亡あるいは障害調整生存年数 「居住する地域の空気(水質)に満足しているか」に対する回答(ギャラップ調査) 「リクリエーション地域や緑地が近くにないことに不満」が「多い」とした割合(欧州生活の質調査)
安全	安全な環境で暮らす機会	○ 殺人率 ○ 犯罪被害 子どもに対する暴力	年間人口10万人あたり故意の殺人報告数 「過去12ヶ月の間に暴行や路上強盗に遭ったことがあるか」に「はい」と答えた割合(ギャラップ調査) 作為(暴行、不当な扱い)及び不作為(ネグレクト)による20歳未満の子どもの年間死亡率
	犯罪への恐怖	安全感	「居住する町や地域を夜間1人で歩いている時安全と感じるか」にたいする回答(ギャラップ調査)
幸福	生活の評価	○ 生活満足度	1から10のスケールにおける生活の満足度(ギャラップ調査)
	感情	○ 感情バランス	調査前日に否定的感情よりも肯定的感情を持った時間の方が長いと回答した割合(ギャラップ調査)

出所: OECD(2011) *How's Life?*, p.33.

WLB=ワーク・ライフ・バランス

### 3 欧州連合 (EU)

#### 1) はじめに

欧州での社会統計の整備は 1997 年のアムステルダム条約に始まるとされる。その後、2000 年代に入って、2000 年のリスボン会議にてオープン政策協調手法 (OMC) を通じて統計・指標を整備する方針、2001 年ラーケン会議にて具体的な指標の定義と方法が取り決められた。そして 2010 年に採択された欧州 2020 戦略によって貧困・社会的排除指標が欧州での中心戦略の中に据えられた。以下ではそれに至るまでの経緯を簡単に説明した後、現在、政策的に利用されている貧困・社会的排除指標を紹介したい。

#### 2) 指標策定以前の取組み (1990 年代)

##### 〈1〉社会的排除への政策対応の発展

社会的排除は個人や集団に影響を与える様々な問題の結果として生じると考えられており、複雑かつ多次元で、かつ根の深い長期的な問題、原因が絡み合っている。欧州委員会は 1992 年に「連帯した欧州に向けて」と題する報告 (COM (92) 542) をまとめ、社会的排除は①社会的に統合され、アイデンティティを確立する慣行や権利において個人や集団が排除されるメカニズムであること、②その範囲は仕事への参加以上のものであり、住居、教育、健康、サービスへのアクセスといった分野でも実感され、示されるものであること、とされた。

1994 年のエッセン欧州評議会において社会的排除・貧困への闘いは優先事項として位置づけられた。さらに 1997 年に雇用に焦点を当てたルクセンブルク雇用サミットが開催され、また同年のアムステルダム条約の「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」(136 条)、「労働市場から排除された人びとを労働市場へ統合」(137 条) という条項を通じて、社会的排除は雇用と関連付けて導入された。

##### 〈2〉統計手法の研究

1990 年代は貧困率の統計手法について議論を行っていた時代でもあった。絶対的貧困率はバスケット方式により国毎に違うことから相対的尺度の議論が始まるとともに、①世帯等価方式、②貧困ライン、のあり方について研究がなされた。貧困ラインについては所得ベースか支出ベースか等も議論となった。また客観指標だけでなく、主観指標のあり方も議論になったが、この時代には「時期尚早」とされた。

この時期の貧困率の測定には世帯生活費調査 (HBS: Household Budget Surveys) が使用された。HBS はこの分野の欧州加盟各国横断の唯一の調査で、各国当局が欧州統計庁に同一の形式に従ってデータを送付するという方法で事後的な調和を図っていた。ただし、調

査頻度、世帯や支出の範囲、サンプリング設計、回答率、調査対象期間などが相違しており、比較可能性には制約が多かった<sup>20</sup>。

そこで欧州レベルでの比較可能性を高めるため、1991年から欧州共同体世帯パネル（ECHP: European community household panel）を開始した。ドイツ、英国、ルクセンブルグで既に独自のパネル調査を実施していたため、調査の実施は紳士協定としたが、スウェーデンを除く14カ国において2001年まで実施された<sup>21</sup>。具体的には、毎年調査を行うこと、同じ手続きを踏むこと、共通の質問票に則って調査を行うこと、集計方法の共通化（ウェイト、帰属など）、推奨されたサンプル方法に沿うこと、などで統一化が図られた。また個票や図表の提供により結果は一般国民の手に入りやすくなった。

しかし、回収率の相違（90%から38%）、サンプル方法の相違、スウェーデンの不参加、データ収集から公表まで2～3年かかることなどの質的問題を抱えていた。また、国際的に所得基準について合意したことから2002年にECHPは中止された。

### 3) 指標化の時代（2000年以降）

欧州での貧困・社会的排除指標には2001年に定められたラーケン指標、2010年に定められた欧州2020戦略の指標がある。その契機となったのは、2000年3月のリスボン会合でオープン政策協調手法（OMC）の採択に合意したことであった。特に貧困、仕事の不足、非効率な社会保障制度といった問題に対して、リスボン会合決議で社会的排除への闘いは欧州政策の本流と規定されるようになった。また2000年12月のニースでの欧州評議会で貧困・社会的排除に関する共通目標が公表され、社会的排除への闘いは加盟国間の協力で促進すべき活動分野の一つとしてニース条約の政策リストに加えられた（137条(1)(j)）。

以下ではまず貧困・社会的排除政策を促進するために採用されている（OMC）について説明した後、使用データと具体的指標について紹介したい。

#### 〈1〉オープン政策協調手法（OMC）

##### ①概要

欧州委員会は、2000年に採択されたリスボン戦略以降、加盟国が国家主権を有する政策分野において統合性を高める手段としてOMCを採用している。OMCは雇用政策で採られたルクセンブルグ・プロセスが発展したものとされ、貧困・社会的包摂政策の促進も現在、OMCを通じて行われている。欧州連合が国家戦略の策定の枠組みを提供し、加盟国間の調整を行っている。OMCはそもそも自主的な政策協力のプロセスであり、具体的には政策共通目標と具体的指標に関して加盟各国と合意し、それに向けて進展状況を測定し、評価を行

<sup>20</sup> 調査対象期間には「2週間」という推奨期間はあった。

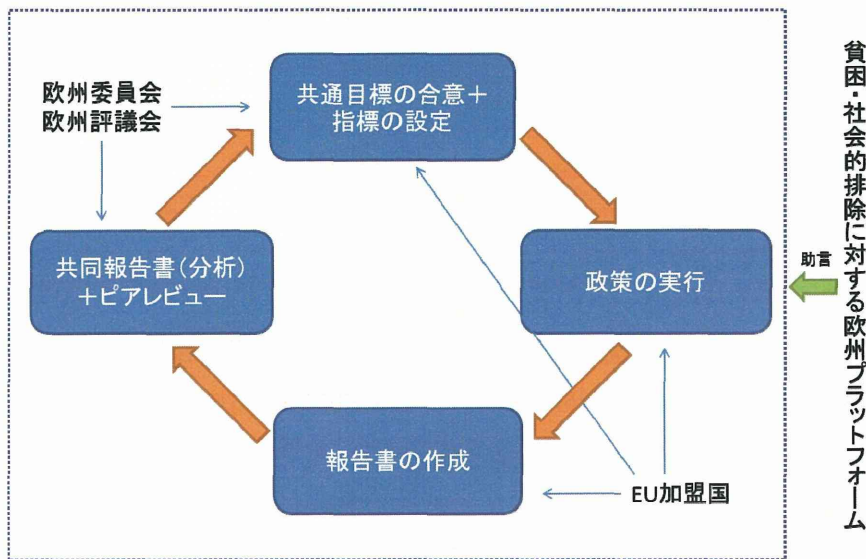
<sup>21</sup> スウェーデンは既に税務データで所得を把握しており、「質問票調査で所得データを収集すべきではない」という立場から反対したため、調査を同国内で実施しなかった。



うという方法である（図 3.2）。したがって、各国はその共通目標を自身の国家戦略に翻訳し直し、報告書を提出し、それを欧州委員会や欧州評議会が共同報告書という形で評価を行う。

また、OMC は各国のベストプラクティスを学ぶ相互学習のプロセスでもある。主要政策や制度の効果を評価するピアレビュー会合がそのベストプラクティスを広める手段となっている。OMC の促進には欧州委員会の総局長のリーダーシップがキーになっているという。

図 3.2 貧困・社会的包摂政策におけるオープン政策協調手法（概念図）



OMC の共通目標として 2000 年 12 月のニース会合で合意し、その後 2002 年に修正が加えられた内容は下記の通りである。

**貧困と社会的排除に対する闘いの目標（2002年12月）**

1. すべての資源、権利、商品やサービスによって、雇用・アクセスへの参加を容易にする
  - 1.1. 雇用の促進参加
 

欧州雇用戦略の文脈上、特にガイドラインの実施において以下を実施する。

    - (a) 働くことが可能であるすべての女性と男性に安定的かつ質の高い雇用へのアクセスを促進するため、
      - 社会の中で最も脆弱なグループに対して、雇用への道を開く研修政策を実施すること
      - 子供と扶養家族の世話を含め、仕事と家庭生活のバランスを促進する政策を開発すること
      - 社会経済が提供する統合と雇用の機会を利用すること
    - (b) 人的資源管理、仕事の組織化、生涯学習を通じて、雇用され得る能力を向上させ、労働市場から人々が除外されることを防ぐこと。
  - 1.2. すべての者のための資源、権利、商品・サービスへのアクセス支援
    - (a) 以下の目的で、社会保障制度を編成すること
      - 誰もが人間としての尊厳に従って生きるために必要なリソースを持っていることを保障する
      - 雇用の結果としての収入増加を確実にすることと雇用され得る能力を推進することによって雇用への障害を克服する

(b) 全ての者に対して適正で衛生的な住居へのアクセスを提供すること、地元の状況を考慮して普通に生活をするために必要な基本的なサービス（電気、水道、暖房など）を提供するための政策を実施すること

(c) 依存状況を含めその者の置かれた状況に応じて、全ての者に医療へのアクセスを提供することを目指した政策を実施すること。

(d) 排除のリスクにある者の利益になるように、教育、司法、その他官民サービス（文化、スポーツ、レジャー等）への実質的なアクセスを許容するサービスとそれに付随する措置を提供すること。

## 2. 排除のリスクの防止

(a) 障害を持つ人々のニーズに特に考慮して、知識基盤社会と新たな情報通信技術の可能性を十分に活用し、誰もが除外されないこと

(b) 債務、学校からの排除、ホームレスなど社会的排除の状況につながる人生の危機を防ぐための政策を実施すること。

(c) 全ての形態の家族の結束を維持するために行動すること。

## 3. 最も弱い立場の者の支援

(a) たとえば、障害を持っている、あるいは移民のような統合上の特定の問題を抱えるグループに属しているため、永続的な貧困に直面するリスクを持った者の社会的統合を促進すること。

(b) 子供たちに向けられる社会的排除の要素をなくすよう行動し、彼らの社会的統合のためにあらゆる機会を与えること。

(c) 排除と関連深い分野において包括的な行動計画を発展させること。

なお、上記の目標は、その他の目標に組み込むこと、あるいは特定の政策・行動を通じて追求される可能性がある。

## 4. すべての関係機関の動員

(a) 国内慣行にしたがって、おかれた状況とそれらに影響を与える政策・措置を勧告して、排除に苦しむ者の参加と自己表現を促進すること。

(b) 特に以下を通じて、全ての政策に排除に対する闘いを主流化すること。

- それぞれの分野での能力に応じて、国、地域、地方レベルでの公共機関を動員する
- 適切な調整の手續と構造を開発する
- 排除を苦しんでいる人のニーズに行政・社会サービスを適応させるとともに、彼らに直接関わるスタッフが彼らのニーズに敏感であること。

(c) 例えば、次のような官民のすべての関係機関間で対話とパートナーシップが促進されること。

- 様々な形態の排除への闘いにおいて、その能力分野に応じて社会的パートナー、NGOや社会サービス提供者が関与する
- 社会的排除との闘いにおいて、すべての市民の社会的責任と積極的な参加を奨励する
- 企業の社会的責任を高める

## ②OMC に関与する関係機関

### a) 欧州委員会雇用・社会問題・包摂総局

加盟各国はそれぞれの役割を有しているが、欧州委員会は加盟各国とは違い、欧州域内の差異（ギャップ）こそが問題で、差異が広がっているのか、狭まっているのかに着目して役割を果たす必要がある。失業率が域内平均で下がっていたとしても、例えば、5カ国で失業

率が下がっていて、5カ国で失業率が上がってれば、欧州全体としては意味が違ってくる。

欧州委員会では貧困・社会的包摂の問題は雇用・社会問題・包摂総局（DG EMPL）で扱っており、各国の状況の評価も行っている。例えば、税制改正、社会的サービス予算の削減が所得分配に与える影響や安定化効果をマイクロ・シミュレーションすることを行って、政策的な議論に生かしてもらっている。

#### b) 欧州統計局

統計局は欧州委員会の総局の一つであるが、政治的圧力からは無関係の独立性を有している。統計局の役割は必要とされる指標の具体的作成方法を詰めることである。そのために統計局はあらゆる行政情報へのアクセスを認められている。また統計の質を監督するという法的に認められた役割も担っており、遵守すべき行動規範が定められている。貧困・社会的排除指標はF局（社会統計）の生活の質担当（F4）が中心となっている。

#### c) 欧州評議会

社会保護委員会が、加盟国間、欧州委員会の社会保護政策上の協力を促進する助言機関として欧州評議会の下に欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union）によって設置されている。委員会の目的は、160条によって①加盟国および欧州連合全域の社会状況と社会保護政策の進展を監督すること、②欧州評議会または欧州委員会の要請に基づいて報告書の作成、見解の取りまとめなどを行うこととされ、貧困・社会的包摂政策も対象となっている。委員会は加盟各国から2名ずつ、欧州委員会から2名が選任されている。

#### d) 貧困・社会的排除に対する欧州プラットフォーム

プラットフォームはOMCプロセスと相互学習を支援するとともに、欧州域内のルールや資金提供も支援する役割を持つ。参加者は世界銀行、国際労働機関、ユニセフなどの国際機関、欧州議会、欧州経済社会評議会などの欧州組織、欧州反貧困ネットワークなどのNGOなどから参加している。2011年以降、会合は3回開催され、貧困・社会的排除対策の進展状況についての意見交換とともに具体的テーマでの議論が行われている。2011年には子どもの貧困、極貧（ホームレス等）について、2012年には積極的包摂に関する勧告に対する報告書案、社会的技術革新・実験について討論がされている。

### 〈2〉使用データ

欧州では個票データが使える、生活の質に関わる調査として労働力調査（LFS）、世帯・個人のICT利用に関する共同体調査（ICT）、成人教育調査（AES）、欧州健康面接調査（EHIS）、家計調査（HBS）、生活時間調査（TUS）、公共安全調査（SASU）、欧州健康・社会的統合調査（ESHSI）、そして欧州所得・生活状況調査（EU-SILC）の9種の調査がある。現在、

貧困・社会的排除指標作成に中心的役割を果たしているのが EU-SILC である。以下では EU-SILC について簡単に紹介したい。

#### [欧州所得・生活状況調査: EU-SILC]

同調査は ECHP に代わるものとしてベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、オーストリアの 6 カ国によって検討が開始され、調査自体も 2004 年から加盟 13 カ国とノルウェー、アイスランドの 15 カ国で調査を始めた。2005 年からは加盟 25 カ国を含む 27 カ国調査に拡大し、さらに 2007 年からはブルガリア、ルーマニア、トルコ、スイスも参加をしている。

同調査の質は加盟国間では一定のルールの下、事後的な調和を図っている。具体的には、2003 年 6 月に制定された枠組規制 (REGULATION (EC) No 1177/2003) によって同調査は所得、貧困、社会的排除、その他生活の質に関する調査であることを明記した上で調査設計、カバーすべき調査内容、各国毎の最低サンプル基準、サンプル手法、データの欧州統計庁への移送方法、結果の公表期限などを規定している<sup>22</sup>。また、加盟国が一連の規制に違反して調和を乱す場合、罰金を科すことも可能となっている。

同調査の基本は同一世帯を数年間に渡って追跡調査するパネル調査であり、パネルの形成は世帯を数年かけて順番に入れ替えるローテーション制度を採用している。多くの国では 4 年毎に全世帯が置き換わるが、例えば、ルクセンブルグでは 9 年制を取っている。サンプリング方法は大きく①世帯を直接、抽出する方法、②個人を抽出してその個人が属する世帯を対象とする方法の 2 種類がある。したがって、ウェイトバックの方法にも世帯と個人の 2 種がある。

EU-SILC の世帯票、個人票には資料 1 (【参考資料】 133 ページ) のように、社会的排除に関する項目が盛り込まれている。また、幸福感などの主観的感情も調査項目に含めることとなっており、2013 年の特別調査を実施した後、毎年 1 問は追跡調査することになるという。欧州統計局では、2013 年の調査以降、生活の質が主観的感情にどのような影響があるか、要因を検討していくとしている。

### 〈3〉指標

#### ①ラーケン指標

社会保護委員会傘下の指標分科会が検討を続け、2001 年 12 月のラーケン首脳会合で承認を受けたのが通称「ラーケン指標」と呼ばれている指標群である。当初は社会的排除の状況をもたらす最も重要な要素を示す高次の領域を表す主要指標 10 指標と他の問題を表すよ

<sup>22</sup> この規定を補完するものとして、所得の定義を定めた COMMISSION REGULATION (EC) No 1980/2003、フィールドワークの手続を定めた COMMISSION REGULATION (EC) No 1981/2003、サンプリング方法を定めた COMMISSION REGULATION (EC) No 1982/2003、調査で取るべき主要データリストを定めた COMMISSION REGULATION (EC) No 1983/2003、調査後に公表する品質評価書の内容を定めた COMMISSION REGULATION (EC) No 28/2004 などがある。

うな二次指標 8 指標といった合計 18 指標が選ばれた (表 3.4)。またこの時点では計算に当たって欧州共同体世帯パネル (ECHP) を使用していた。その後、指標分科会が子どもの問題に焦点を当てる等として検討を続け、2003 年に 3 指標の定義の変更と 2 新指標の追加の改定版を公表している。

表 3.4 ラーケン指標 (2001 年)

主要指標	所得移転後の相対的貧困率、所得分布の不平等度 (上位・下位 20% 比)、相対的貧困継続率、貧困ギャップ、地域別雇用率の格差、長期失業率、就業状態にある者が一人もいない世帯の者、早期退学者、平均余命、健康自己評価
二次指標	相対的貧困ライン前後での格差、現在に置き換えた相対的貧困率、所得移転前の相対的貧困率、ジニ係数、相対的貧困継続率 (50% 基準)、長期失業比率、超長期失業率、低学歴の者

(出典) European Commission, 'LAEKEN INDICATORS- DETAILED CALCULATION METHODOLOGY -E2/IPSE/2003

さらに 2009 年 9 月に社会的保護・社会的包摂戦略のための指標として体系化し、従来の指標を①包括指標、②包摂関連指標、③年金関連指標の 3 つに分類しなおしている。包摂指標としては主要指標 11、二次指標 11 が定められた。

まず主要指標について具体的にみると、定義と属性別に取れる数値は表 3.5 の通りであり、所得、雇用、生活、住居、健康、教育といった領域がカバーされている。このうち、相対的貧困率、貧困ギャップの 2 指標は包括指標にも含まれている。ただし、住居や子どもに関する指標の重要性は認識しつつも検討・開発中となっていた。

表 3.5 包摂関連指標一覧 (2009 年)

1. 主要指標

指標	定義	属性別の有無
① 相対的貧困率	等価所得の全国中央値の 60% を貧困ラインとした場合の貧困者の全人口に占める比率。なお、等価については OECD の調整方法に基づいている。補完的に単身世帯、子ども 2 人と成人 2 人の世帯についても貧困ラインを算出。	17 歳以下、18～64 歳、65 歳以上の年齢階層別、18 歳以上の性別
② 相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の 3 年間のうち 2 年以上で相対的貧困ライン以下である貧困者の全人口に占める比率	同上
③ 貧困ギャップ	相対的貧困に当てはまる者の等価所得の中央値と相対的貧困率算定の際の貧困線との差	同上
④ 長期失業率	12 ヶ月以上失業状態にある長期失業者の 15 歳以上の生産年齢人口に占める割合。	性別
⑤ 就業状態にある者が一人もいない世帯の者	同年齢層のうち、就業状態にある者が一人もいない世帯の者の比率。なお、学生のみで構成される世帯	17 歳以下、18～59 歳の年齢階層

	の18～24歳の学生は数に含めない。	別、性別
⑥ 早期退学者	18～24歳人口に占める前期中等教育以下の修了者で、調査の直前4週間の間で教育あるいは訓練を受けていない者	性別
⑦ 移民の雇用格差	非移民と移民の雇用率の差。「移民」とは化k外で生まれた者とする。	性別
⑧ 剥奪指標	以下の9項目のうち、3項目の費用負担ができなかった世帯で生活している人口の割合。1)予期しなかった出費、2)家から離れて年に1回休暇に出かける、3)住宅ローンあるいは家賃、公共料金あるいは分割払い、4)1日おきに肉または魚が付いた食事、5)住宅の暖冷房、6)洗濯機、7)カラーテレビ、8)電話、9)自家用車	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別、貧困・非貧困別、都市化の度合別、世帯類型別
⑨ 住居指標	データの質を確保したより適切な主要指標については検討中	
⑩ 必要な診療サービスを受けられない人の割合及び診療利用度	費用、待ち時間、距離のいずれかの理由により必要な医療サービスを受けられないと自己申告した者の割合。「診療利用度」は過去1年間に医者を訪ねた回数。	18～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上、75歳以上、18～64歳の年齢階層別、所得階層別
⑪ 子供の幸福度指標	開発中	

次に二次指標についてみると、下記の通りである。領域は主要指標と大差ないが、より属性別の貧困格差に焦点があてられている。なお、「⑧識字力の弱い生徒」に使用されるPISAの「読解力」とは「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」とされている。具体的には「読む行為のプロセス」として「テキストの中の情報の取り出し」に加えて、書かれた情報から推論して意味を理解する「テキストの解釈」、書かれた情報を自らの知識や経験に位置付ける「熟考・評価」の3つの軸で評価するとともに、内容面でも文章としての『連続型テキスト』と図表のような『非連続型テキスト』の2種類を読むことができる能力を身に付けている必要がある。「レベル1」とは、PISA調査の平均得点が500点かつOECD加盟国の全生徒の約3分の2が400点から600点の範囲に入るように計算した上で6段階に分けられた上で、「最小限に複雑な課題をこなすことができる」という下から2番目の段階を指している。2009年PISAの場合、406点以下がレベル1に該当する。

表 3.5 包摂関連指標一覧（2009年）（続）

2. 二次指標

指標	定義	属性別の有無
①相対的貧困率	等価所得の全国中央値の 60%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
②世帯類型別貧困リスク	世帯類型を以下に分類した上での全人口に占める貧困者の比率 1) 扶養家族に子どもがいない世帯 ・ 65 歳未満の単身世帯 ・ 65 歳以上の単身世帯 ・ 女性単身世帯 ・ 男性単身世帯 ・ 最低 1 名が 65 歳以上を含む 2 人世帯 ・ 二人とも 65 歳未満の 2 人世帯 ・ その他世帯 2) 扶養家族に子どもがいる世帯 ・ 子ども 1 人以上の片親世帯 ・ 子ども 1 人と成人 2 人の世帯 ・ 子ども 2 人と成人 2 人の世帯 ・ 子ども 3 人以上と成人 2 人の世帯 ・ 子どもと成人 3 人以上の世帯	なし
③世帯の就業密度別貧困リスク	生産年齢人口の者で働ける者が過去 1 年の間のうち、何か月働けたかによって就業密度を計算し、WI=0（誰も働いていない世帯）から WI=1（全ての者が働いている世帯）の分類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
④頻度の高い活動別貧困リスク	就業者、失業者、引退者、その他の非活動者の 4 種類別の 18 歳以上人口に占める貧困者の比率。なお、「就業者」とは暦年のうち半年以上働いた者として	性別
⑤住居所有別貧困リスク	自宅所有者で住宅ローンがない完全所有者、自宅所有者で住宅ローンがある者、市場価格での賃貸居住者、住居補助または無償での賃貸住居者の 4 種類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
⑥相対的貧困ライン前後での格差	等価所得の全国中央値の 40%、50%、70%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
⑦低学歴の者	25 歳以上の成人のうち、国際標準教育分類 (ISCED) で 0~2 の者（中卒以下）の比率	性別、年齢別
⑧識字力の弱い生徒	15 歳の生徒のうち、OECD 学習到達度調査 (PISA) の読解力尺度でレベル 1 以下の生徒の比率	性別
⑨物質的剥奪の深度	剥奪指標の 9 項目のうち、欠けている項目数の全国単純平均	貧困・非貧困別、剥奪・非剥奪別

⑩住居費	住居費が可処分所得の 40%を越えている者の比率。住居費には住宅ローン等の支払い利子、ゴミ処理などの義務的サービス費用、定期的修繕費、税金、公共料金（水道、電気、ガス、暖房）を含む一方、住居補助を控除した金額。	性別、年齢別、 貧困・非貧困別、 住居所有形態別、 都市化の度合い別、 世帯類型別。
⑪過密度	過密な住居に暮らしている者の割合（全世帯または単身世帯を除く全世帯）。「過密な住居に暮らしている」かは以下の基準に一つでも当てはまらない場合。 ・世帯に1部屋以上 ・夫婦一組に1部屋以上 ・18歳以上の者1人に1部屋以上 ・12歳から17歳の同性2名に対して1部屋以上 ・12歳から17歳の性別が違う者1人に対して1部屋以上 ・12歳以下の2名に1部屋以上	性別、年齢別、 貧困・非貧困別、 住居所有形態別、 都市化の度合い別、 世帯類型別。

欧州委員会関係者によると、後述する欧州 2020 戦略の制定以降、欧州 2020 戦略の指標がラーケン指標から置き換わったという関係にないため、ラーケン指標がなくなった訳ではないとされる。

## ②欧州 2020 戦略

2010 年 6 月の欧州評議会で採択された欧州 2020 戦略は、いわば欧州の成長戦略に当たるものであり、雇用、生産性、社会的統合を高め、スマートで持続的かつ包摂的な経済を確立することを目指している。戦略の主要目標は、雇用、研究開発、気候変動・エネルギー、教育、貧困・社会的排除という 5 つの目標という形で示されている。具体的には表 3.6 の通りであり、これらの目標は、欧州統計局が取りまとめ、発表する主要指標に基づいて監視されている。

表 3.6 欧州 2020 戦略の目標

雇 用 : 20~65 歳人口の 75%という有職率を達成すること
研究開発 : 欧州全域の GDP の 3%が研究開発に投資されること
気候変動・エネルギー : 温暖化ガス排出量を 1990 年対比で 20%削減すること。エネルギー最終消費における再生エネルギーのシェアを 20%に増加させること。エネルギー効率を 20%改善すること。
教 育 : 早期退学者を 30-34 歳の 10%以下、高等教育学位保持者を 40%以上にすること。
貧困・社会的排除 : 相対的貧困または社会的排除の状況から 2000 万人以上が脱することで貧困を削減すること



相対的貧困または社会的排除の状況にある者とは、相対的貧困にある者、物質的に激しく剥奪されている者、働き手が働けていない家庭の者を足し上げたもの、と定義されている<sup>23</sup>。なお、3つのうち、重複して排除されている者の場合、1回だけ加算されている。

相対的貧困者は、社会保障移転後の等価可処分所得の全国中央値の60%を貧困線とし、それ以下である者と定義されている。また、物質的に激しく剥奪されている者は、従来の剥奪指標と同じ9項目のうち、4項目以上、欠けている、あるいは余裕がないといった生活状況に制約を受けている者と定義されている。そして、働き手が働けていない家庭の者とは生産年齢人口の者が過去1年の間、働ける期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0～59歳の者とする。

貧困・社会的排除指標の推移をみると、表3.7のように、物質的に激しく剥奪されている者は減っていることから全体として重複する者の人口比は2005年の25.6%から2010年の23.4%に減っているものの、働けていない世帯に属する者の比率、相対的貧困率は横ばいとなっている。

表 3.7 貧困・社会的排除指標の推移

		2005	2007	2008	2009	2010
相対的貧困または社会的排除	千人	123892(s)	119281	115186	113767	115726
	人口比%	25.6(s)	24.4	23.5	23.1	23.4
働けていない世帯に属する者	千人	39112(s)	36687	34267	34222	37860
	人口比%	10.3(s)	9.6	9.0	9.0	10.0
社会保障移転後の相対的貧困者	千人	79070(s)	80580(s)	80660	80174	80747
	人口比%	16.4(s)	16.5(s)	16.4	16.3	16.4
物質的に激しく剥奪されている者	千人	51729(s)	44374	41435	39763(s)	40104
	人口比%	10.7(s)	9.1	8.4	8.1(s)	8.1

欧州2020戦略では加盟各国が定めた国毎のターゲット指標がある(表3.8)。ただし、大半の国は欧州レベルでも目標を各国にブレイクダウンし、目標人数を定めたものになっている。例外としてはドイツが長期失業者数、スウェーデンが長期失業に加えて長期病気休業者と非労働者を加えた者の数、オランダ・デンマークが仕事のない世帯に暮らす者の数など、労働に重きをおいた目標を掲げている。また、エストニアが相対的貧困率のみ、アイルランドが貧困の継続を重視した目標を掲げ、英国も子どもの貧困法に掲げた目標を国内目標としているといった違いがみられる。

<sup>23</sup> 欧州委員会の1次案では相対的貧困率25%削減が目標として掲げられていた。

表 3.8 国別 2020 貧困・社会的排除目標

国名	国別目標
ベルギー	貧困または社会的排除で暮らす者を38万人削減
ブルガリア	相対的貧困状態で暮らす者を26万人削減
チェコ	相対的貧困または社会的排除で暮らす者を3万人削減につとめることで2008年水準（総人口の15.3%）で維持
デンマーク	働けるのに働けない世帯に暮らす者を2万2千人削減
ドイツ	長期失業者を33万人削減
エストニア	相対的貧困率（社会保障移転後）を15%に削減（2010年17.5%）
アイルランド	貧困状態に継続的にある者を2016年までに18.6万人削減
ギリシャ	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
スペイン	貧困または社会的排除で暮らす者を140～150万人削減
フランス	2007～2012年に相対的貧困状態で暮らしていた者を3分の1、つまり160万人削減
イタリア	貧困または社会的排除で暮らす者を220万人削減
キプロス	貧困または社会的排除で暮らす者を2.7万人削減
ラトヴィア	貧困または社会的排除で暮らす者を12.1万人削減
リトアニア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
ルクセンブルグ	目標なし
ハンガリー	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
マルタ	貧困または社会的排除で暮らす者を6560人削減
オランダ	仕事のない世帯で暮らす者（0～64歳）を10万人削減
オーストリア	貧困または社会的排除で暮らす者を23.5万人削減
ポーランド	貧困または社会的排除で暮らす者を150万人削減
ポルトガル	貧困または社会的排除で暮らす者を20万人削減
ルーマニア	貧困または社会的排除で暮らす者を58万人削減
スロベニア	貧困または社会的排除で暮らす者を4万人削減
スロバキア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
フィンランド	貧困または社会的排除で暮らす者を15万人削減
スウェーデン	非労働力（学生を除く）、長期失業、長期病気休業中にある男女の比率を2020年までに14%以下に減少
英国	2010年子どもの貧困法に掲げられた数値目標

（出典）European Commission “The Social impact of the economic crisis and ongoing fiscal consolidation: Third report of the Social Protection Committee”, Annex 5, p. 136.

### ③EU-SILC に基づく具体的計算方法

EU-SILC の個票データは、(1)世帯の基礎的データを格納した世帯登録ファイル (D-File)、(2)所得、社会的排除状況、住居などの世帯データを含む世帯データファイル (H-File)、(3)性別、生年月日などの個人の基礎的データを格納した個人登録ファイル (R-File)、(4)教育、職業、健康状態など 16 歳以上の全ての世帯構成員の個々人のデータを格納した個人データファイル (P-File) の 4 種類に分かれている。まず数値を計算するために、調査年 (DB010、HB010、RB010、PB010)、国名 (DB020、HB020、RB020、PB020)、世帯 ID 番号 (DB030、HB030、RX030、PX030)、個人 ID 番号 (RB030、PB030) でファイルをマッチングさせ、統合データファイルを作成する必要がある。

#### a) 物質的剥奪

物質的剥奪の計算には EU-SILC の世帯データファイル (H-File) の中から以下の 11 の

質問に対する回答データを使用する。

- ・住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納 (HS011、HS021、HS031)
- ・年1回の休暇 (HS040)
- ・2日に一度のタンパク質摂取 (HS050)
- ・予期しない出費 (HS060)
- ・電話所有 (携帯電話) (HS070)
- ・カラーテレビ所有 (HS080)
- ・洗濯機所有 (HS100)
- ・自家用車所有 (HS110)
- ・十分な暖を取る (HH050)

ほとんど全ての回答値にはフラッグ変数があり、数値が空欄の場合、無回答 (-1)、該当せず (-2)、他のデータを代替して使用するため欠損 (-5) という空欄の理由が付されている。そこでまずフラッグ変数が1世帯のデータの中に1つでも無回答が付いている場合、その世帯は集計から除外する。

次に剥奪状態か (=1)、剥奪状態にないか (=0) を分類する剥奪計算用のデータを11の質問への回答に従って作成する。つまり、住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納についてはHS011、HS021、HS031の回答のいずれかが過去1年間で支払期日までに払えなかったことが「ある」 (=1) 場合に「剥奪状態」とし、払えなかったことが「ない」 (=2) または該当せず (= -2) の場合は「剥奪状態にない」として新たな変数を作成する。同様に十分な暖を取るに関しても過去1年間、お金がなくて暖を取れなかったことが「ある」 (=1) 場合に「剥奪状態」とし、「ない」 (=2) 場合は「剥奪状態にない」として変数を作成する。一方、年1回の休暇 (HS040) については1週間の自宅を離れた休暇を取る余裕があるかとの問いに対して「ない」 (=2) 場合に「剥奪状態」とし、「ある」 (=1) 場合に「剥奪状態にない」として変数を作成する。そしてタンパク質摂取、予期しない出費、電話所有などは「余裕がなくてできない (持っていない)」 (=2) 場合に「剥奪状態」とし、「できる (持っている)」 (=1) または「その他の理由でできない (持っていない)」 (=3) 場合は「剥奪状態にない」として変数を作成する。

次は上記の剥奪データを個人毎に加算して剥奪されている項目数が9項目のうち、いくつになるかを計算させ、9項目のうち3項目以上で剥奪状態 ( $\geq 3$ ) にある者を1、4項目以上で厳しい剥奪状態 ( $> 3$ ) にある者を1とする2つの変数を作成する。最後にこの2つの変数を使い、全世界帯に対して物質的剥奪にある者の実数または比率を算出する。

#### b) 相対的貧困率

EU-SILCの個票データでは既に相対的貧困世帯か否かが変数 (HX080) として付されているが、計算過程を概観すると、まず世帯データファイルのうち、14歳以上の者の数 (HM14+) と13歳以下の者の数 (HM13-) から以下の式を使って等価世帯人員数を求め

る。

$$HX050 = 1 + 0.5 * (HM14+ - 1) + 0.3 * HM13$$

次に世帯総可処分所得 (HY020) を求める必要がある。まず個人データファイルから世帯人員毎に仕事からの収入 (PY010G) + 社用車保有 (PY021G) + 自営業所得 (PY050G) + 失業手当 (PY090G) + 高齢者手当 (PY100G) + 遺族手当 (PY110G) + 病気休業手当 (PY120G) + 障がい者手当 (PY130G) + 教育関連手当 (PY140G) を足し上げて個人所得を求め、全員の個人所得を総計した上で世帯データファイルから得られる家賃収入 (HY040G) + 家族・子ども扶養手当 (HY050G) + その他手当 (HY060G) + 住宅手当 (HY070G) + 定期的な仕送りの受取 (HY080G) + 利子・配当等 (HY090G) + 16歳以下の者の所得 (HY110G) を加えて世帯総収入 (HY010) を求める。

そして世帯総収入 (HY010) から同じく世帯データファイルの資産課税 (HY120G)、所得税 (HY140G)、定期的な仕送りの支払い (HY130G) を差し引いた以下のような式で世帯総可処分所得 (HY020) を求めることができる。

$$HY020 = HY010 - HY120G - HY130G - HY140G$$

以上の数値を使って以下の通り、等価所得を計算する。なお、HY025 は世帯内で個人所得を回答していない場合の調整値でドイツ、スペイン、ギリシャ、ラトビア、ポルトガル、スロバキアのみ利用している。

$$HX090 = (HY020 * HY025) / HX050$$

こうして計算した等価所得を使って中央値の 60% の相対的貧困ラインを求め、当該世帯が貧困ライン未満の者を「貧困」として定義して、全世界帯に対して「貧困」に該当する者の実数または比率を算出する。

#### c) 働き手が働けていない世帯の者

個人データファイル (P-File) を読み込んだ上で、まず調査年、国名、世帯 ID、個人 ID で並べ替えをする。その上で個人毎に仕事が可能だった月数 (TOT) と実際に仕事をしてきた月数 (EMP) を計算する。その際、雇用者でかつフルタイムで仕事をしていた月数 (PL073)、雇用者でかつパートタイムで仕事をしていた月数 (PL074)、自営業でかつフルタイムで仕事をしていた月数 (PL075)、自営業でかつパートタイムで仕事をしていた月数 (PL076)、失業状態だった月数 (PL080)、退職状態だった月数 (PL085)、障害または仕事に適さない状態だった月数 (PL086)、学習した月数 (PL087)、徴兵によって兵役に